



自宅でらくらく
受講♪

職業訓練 オンラインセミナー

受講料無料

給付金制度あり

年齢制限なし



内容

- ① ハローワークから公共職業訓練の概要や給付金制度について説明
- ② 職業訓練校担当者から以下のコースについて説明

- 再就職のためのAI・データ活用+資格取得科
- パソコン経理事務科
- 医療事務・調剤事務科
- ゼロから学ぶ！ITエンジニア養成科
- 実践Java+Pythonプログラマー育成科
- パソコン専科
- ITスキル・総務経理事務科
- Web制作×デザイン×ビジネス活用科

日時

令和8年 **9月30日** **水** 14:00-15:00

※申し込み受付期間：令和8年9月29日(火)まで

対象者

職業訓練に少しでも興味がある方どなたでも

※わかものハローワークの利用対象者（34歳以下）以外の方も参加可能です！

受付

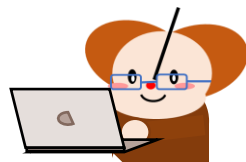
申し込み受付期間内に、広島わかものハローワークのホームページからお申込みください。 ※下記参加手順参照

参加手順

- ① 利用規約を確認の上、広島わかものハローワークホームページ(右QRコード)からお申込ください。
※ 申し込み時点で本利用規約に同意したものとみなします。
- ② 登録メールアドレスに招待メールを送信します。
※送信者：「広島わかものハローワーク管理者_sh(RHSCAHS@mhlw.go.jp)」
※前日までに届かない場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ③ セミナー当日は招待メールのURLをクリック、またはミーティングIDとパスコードを入力して入室してください。（30分前から入室可）

- パソコン・スマートフォンから参加可能です。データ通信量無制限のWi-Fi環境等を推奨します。
- iOS・Androidのスマホ・タブレットはZoomアプリ(無料)を推奨しますが、ブラウザ版も利用可能です。
- パソコンはアプリ版・ブラウザ版のZoom(無料)をご利用いただけます。※アカウント登録は不要です。

申込はコチラから



本規約は、広島わかものハローワーク（以下「当ハローワーク」といいます。）が実施するZoom等によるオンラインを活用したサービス（WEBカメラを含む通信によるセミナー等のサービス（以下「本サービス」という。））の利用に関し、必要な事項を定めるものとします。

（本利用規約への同意）

第1条 本サービスの利用をもって、本利用規約に同意したものとみなします。

（対象者）

第2条 本サービスの対象者は、次の全ての条件を満たす方です。

- (1) ハローワークへの求職登録が完了している方（オンライン登録者の方は、ハローワーク利用登録者に切り替わります。）又は求職登録をしようとする方
- (2) WEBカメラによる通信が可能な端末（スマートフォン、PC等）を所有し、第4条の通信に使用するアプリケーションソフトなどオンライン職業相談等に必要環境を準備できる方
- (3) 概ね35歳未満の求職者であって正社員就職を希望する方（セミナー内容により本項を適用しない場合があります。）
- (4) 本利用規約に同意される方

（利用料）

第3条 本サービスの利用料は無料とします。ただし、本サービスを利用するための通信機器・通信料等の費用は本サービスを利用する方（以下「利用者」といいます。）が負担するものとします。

（通信に使用するアプリケーションソフト）

第4条 オンラインセミナー等では、オンライン通信のアプリケーションソフトとしてZoomを使用します。オンラインセミナー等の利用に当たっては、別途Zoomの利用規約にも同意いただく必要があります。オンラインセミナー等を申し込み、これを利用する場合は、当該利用規約にも同意したものとみなします。

（利用環境）

第5条 利用者は、以下の環境（端末・接続環境）をもって、オンラインセミナー等を利用することとします。

- (1) 利用者はウイルス感染等のセキュリティ侵害が発生していない安全な端末を利用すること。
- (2) 利用者端末はインターネットに接続されていること。（秘匿性や安全性が不明なものや接続経路の管理状況が不明な無料のインターネット接続サービス等の利用は禁止する。）
- (3) 利用者端末のOSはサポート期間中のものを用い、最新のセキュリティ対策パッチを適用すること。（サポートが終了したOSを搭載した端末の利用は禁止する。）
- (4) パーソナルファイアウォール（Windowsファイアウォール等）の機能を有効にし、必要なサービスの許可だけを最小限に設定すること。
- (5) 利用者端末にファイル共有ソフト（Winny、Share等）がインストールされていないこと。また、オンライン職業相談等利用中に不要なソフトは起動しないこと。
- (6) 利用者端末にウイルス対策ソフト（有償版相当に限ります。）がインストールされており、また最新のパターンファイルに更新されていること。

（利用の記録等）

第6条

- (1) 当ハローワークは、オンラインセミナー等の運用管理、利用状況の把握及び利用者の利便性向上のために、オンラインセミナー等の利用時間帯、サイト等へのアクセス履歴及び利用者が本サービス利用時に使用した端末装置等の識別情報を記録することがあります。
- (2) 当ハローワークは前項の定めにより記録した情報を、個々の端末装置が特定できる形式で公開しないものとします。ただし、法令に基づき、官公庁、捜査機関等から開示又は提供を要求された場合はこの限りではありません。

（知的財産権等）

第7条 本サービスに係る著作権、商標権その他一切の知的財産権及びその他財産権は、全て当ハローワーク又は正当な権利を有する者に帰属します。

（禁止事項）

第8条 利用者は、本サービスを利用するに当たり、以下に掲げる行為をすることはできません。

- (1) 当ハローワーク又は第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等その他の一切の知的財産権を侵害する行為
- (2) 他の利用者に不快感を与える行為
- (3) 他人の信用若しくは名誉を棄損し、又は他人のプライバシー権、肖像権、その他一切の権利を侵害する行為
- (4) 本サービスの提供又は他の利用者による本サービスの利用を妨害し、若しくはそれらに支障をきたす行為
- (5) 法令又は公序良俗に反する行為
- (6) 利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (7) その他、就職活動以外の目的で本サービスを利用する等、当ハローワークが不適切と判断する行為

（免責事項）

第9条 本サービスの利用に関し、利用者が使用した通信に関する環境（端末、回線、ソフト、利用場所等の一切を含む。）に起因して発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた被害について、当ハローワークは一切責任を負わず、当該損害を賠償する義務は負わないものとします。

2 本サービスにおいて、利用者が投稿したコメント、WEB通信上の発言等の情報が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、当ハローワークは、第8条第2項の定めに従って本サービスの利用を中止させる場合がありますが、それによって生じた一切の損害に関してもいかなる責任も負いません。

3 通常講ずべきセキュリティ対策を講じても防止できない外部からのサイバー攻撃や災害、停電など、当ハローワークの責に帰すべき事由によらず利用者に損害が発生しても当ハローワークは一切責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとします。

（サービスの中止）

第10条 当ハローワークが必要と認める場合、当ハローワークはなんら周知を行うことなく、本サービスの機能の全部または一部を中止または終了することがあります。なお、当該中止または終了により利用者に損害が生じた場合であっても、当ハローワークはいかなる責任も負いません。

2 利用者が本規約に定める事項のうち、一つでも違反した場合、当ハローワークは通知等を行うことなく当該利用者に本サービスの利用を中止させることができます。

（損害賠償）

第11条 利用者が、本利用規約に違反した結果、当ハローワークが損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとします。

（法令等の遵守）

第12条 利用者は、本サービスの利用に当たって、本利用規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとします。

（本利用規約の変更）

第13条 当ハローワークは、以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約を利用者の承諾なく変更する場合、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を利用者に告知します。

- (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、合理的なものであるとき。

（その他留意事項）

第14条

- (1) オンラインセミナーの録画・録音はその方法を問わず禁止とさせていただきます。
- (2) オンラインセミナーの際は、秘密保持のため、個室又は周囲に他人がいない環境を整えてください。通訳、介助者等の同席が必要な場合には、予め当ハローワークにお伝えください。
- (3) 本サービスを利用するための通信に要する費用は、全て利用者のご負担となります。特に、従量制の料金設定としている場合など十分ご注意ください。

（準拠法及び合意管轄裁判所）

第15条 本利用規約に関する準拠法は日本法とします。本規約又は本サービスに関連して当ハローワークと利用者間で紛争が生じた場合、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。